

事務連絡
平成24年12月4日

香川労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月7日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 香川労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、概ね、
[]
[]
[]

を支給対象とすること。[] については主治医の意見に基づき判断されたい。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。